

検討のためのたたき台・その1

検討のためのたたき台・その1

第1 保釈中・勾留執行停止中の被告人の逃亡を防止するための方策

1 被告人に、公判期日外における裁判所その他の公的機関への定期的な出頭や報告をする義務を課すこと

【検討を要する事項】

- (1) 必要性・相当性
- (2) 課す義務の内容
- (3) 義務の履行を確保する仕組み

2 身元引受人が被告人を監督して逃亡を防止し公判期日への出頭を確保する仕組みを設けること

【検討を要する事項】

- (1) 必要性・相当性
- (2) 監督をする者の選定要件・手続
- (3) 課す義務の内容
- (4) 義務の履行を確保する仕組み

3 保釈中の被告人等が正当な理由なく公判期日に出頭しない不作為などを対象とする新たな罰則を設けること

【検討を要する事項】

- (1) 必要性・相当性
- (2) 保護法益
- (3) 罰則の対象とする行為
- (4) 法定刑

4 単純逃走罪(刑法97条)の主体を拡大すること

【検討を要する事項】

- (1) 必要性・相当性
- (2) 主体の範囲
- (3) 刑法97条の主体と同法98条の主体に差が設けられている理由との関係
- (4) 法定刑

第2 判決宣告後の被告人の逃亡を防止するための方策

- 1 禁錮以上の実刑判決の宣告後の裁量保釈(再保釈)について、同判決の宣告前の場合と比較して、要件を厳格なものとする

【検討を要する事項】

- (1) 必要性・相当性
- (2) 要件の内容

- 2 控訴審の判決宣告期日への出頭を被告人に義務付けること

【検討を要する事項】

- (1) 必要性・相当性
- (2) 義務の内容
- (3) 義務違反があった場合の効果

- 3 禁錮以上の実刑判決の宣告後、被告人が現に逃亡した場合における制裁（保釈の取消し及び保証金の没取）を強化すること

【検討を要する事項】

- (1) 必要性・相当性
- (2) 保釈の取消しの要件・効果
- (3) 保証金没取の要件・効果

- 4 禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた者の出国による逃亡を防止する仕組みを設けること

【検討を要する事項】

- (1) 必要性・相当性
- (2) 出国を制限する要件及び効果
- (3) 制限に違反した場合の措置

第3 確定した裁判の執行を確保するための方策

1 捜査段階における強制処分と同様の調査権限を、刑の執行段階についても整備すること

【検討を要する事項】

- (1) 必要性・相当性
- (2) 処分の内容
- (3) 手続・要件

2 実刑判決が確定した者が収容を免れるために逃亡する行為に対する罰則を設けること

【検討を要する事項】

- (1) 必要性・相当性
- (2) 保護法益
- (3) 罰則の対象とする行為
- (4) 法定刑

3 刑が確定した者が国外にいる間、刑の時効は、その進行を停止するものとする

【検討を要する事項】

- (1) 必要性・相当性
- (2) 刑の時効の制度趣旨との関係

4 罰金の裁判の告知を受けた者が出国することにより労役場留置の執行を免れることを防止する仕組みを設けること

【検討を要する事項】

- (1) 必要性・相当性
- (2) 出国を防止する方策
 - ・ 罰金の裁判の告知から確定までの対処
 - ・ 裁判確定後、労役場留置の執行が可能となるまでの対処
- (3) 対象とする者の範囲